

横浜市内 通所介護事業所
地域密着型通所介護事業所
認知症対応型通所介護事業所
通所リハビリテーション事業所
居宅介護支援事業所
運営法人代表者 様
管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（その2）

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、現在、都市部を中心に感染者数が急増しています。これらの地域では、クラスター感染が次々と報告され、感染源が分からない患者数も増加傾向にあります。また、高齢者・福祉施設内感染等でのクラスター感染の事例が発生しており、特に高齢者や持病のある方などに接する場合には、重症化防止のために、一層の感染対策を行う必要があります。

通所介護事業所、密着通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（以下、「通所介護事業所等」という。）で、利用者または職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、公衆衛生上の観点から休業を要請する場合があります。しかしそのような事態にならないよう、できる限りの感染症対策を行う必要があります。

このため、通所介護事業所等及び居宅介護支援事業所におかれましては、感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、サービスの必要性を再度検討のうえ、サービス内容の変更・縮小を行う等の対応をお願いいたします。

1 感染症拡大を防ぐための対応

集団感染を防ぐために「3つ（密閉・密集・密着）の密」をできる限り避けることが多くの人々の重症化を食い止め、命を救うことにつながります。ジムやカラオケなど室内運動の場面での集団感染が報告されていますが、通所系サービスは、複数の利用者が同じ空間に集まり、近距離での会話や機能訓練等を行うなど「3つの密」に相当する場面が生じることも想定されるため、特に集団感染を防ぐ対策が必要です。

このため、集団感染の要因となる「3つの密」をできる限り避けるため、利用者にとって必要なサービスを再度ご検討いただき、必要に応じてサービス内容の変更や、訪問での対応を行う等、集団感染を防ぐための適切な対応をお願いいたします。

また、介護保険最新情報 Vol. 777 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（3月6日付国通知）、介護保険最新情報 Vol. 769 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（2月24日付国通知）の国の感染予防について、及び本市の 「新型コロナウイルス対応状況チェックリスト」 を今一度確認し、職員全体に周知徹底いただくようお願いいたします。

2 国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）

緊急事態宣言が発令され「感染拡大警戒」地域となった場合は、福祉施設での通所サービスなどの一時利用を制限（中止）する等の対応を検討することとされています。そうした事

態に「備える」ため、各事業所としてどのような対応をとるか、あらかじめ検討していただくようお願いいたします。

対応の具体例として、一部利用者に制限してサービスを提供する、サービスを中止する、訪問サービスに切り替える等の具体的な検討をお願いいたします。

○サービス内容の変更を想定した検討の例

- ・利用者数を減らす。
- ・サービス提供日を減らす、サービス利用回数を減らす。
- ・サービス提供時間を短縮する。
- ・利用者が集中しないよう利用時間帯を分散させる。

○サービス提供の中止を想定した検討の例

- ・従業者が居宅を訪問してサービスを提供（※訪問して提供したサービス時間の区分に応じた報酬請求可）

3 感染者が確認された場合の対応について

介護保険最新情報 Vol. 777「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（3月6日付国通知）の別紙を再度ご確認ください、感染症対策マニュアルに従って事前に対応を確認し、速やかに行動してください。

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000605425.pdf>

「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601685.pdf>

「新型コロナウイルス対応状況チェックリスト」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.html>

「介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について」（厚生労働省）

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.files/0040_20200311.pdf

こちらのマニュアルは居住サービス事業所、通所サービス事業所等においてもご活用いただけます。

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

最後に、参考として先日のアンケートの集計結果（別紙参照）をお送りしますが、アンケート回答時より新型コロナウイルス感染拡大の状況は深刻となっているため、各事業所におかれましては、より踏み込んだ対応とサービス内容の見直しをお願いいたします。

担当：横浜市健康福祉局介護事業指導課

TEL:045-671-3413（居宅サービス）

TEL:045-671-3466（地域密着型サービス）

【参考】 アンケートの結果について

3月19日にご案内しましたアンケート「新型コロナウイルスの影響下の利用者受入状況等の調査について」にご協力いただきありがとうございました。

ご回答いただいた結果の一部を以下のとおりお知らせいたします。

＜通所系事業所からの回答＞

Q：受け入れる利用者数を制限していますか？		
サービス種別	利用者を制限している	利用者を制限していない
通所介護	3	268
地域密着型通所介護	1	309
通所リハビリテーション	2	92
Q：事業所のサービス提供日を減らしていますか？		
サービス種別	サービス提供日を減らしている	サービス提供日を減らしていない
通所介護	2	269
地域密着型通所介護	2	308
通所リハビリテーション	2	91
Q：事業所のサービス提供時間を短縮していますか？		
サービス種別	サービス提供時間を短縮している	サービス提供時間を短縮していない
通所介護	3	268
地域密着型通所介護	7	303
通所リハビリテーション	0	94

＜訪問系事業所からの回答＞

Q：通所系サービス等の代替として、訪問サービスを依頼されたケースはありますか？

サービス種別	ある	ない
訪問介護	39	326
訪問入浴介護	8	17
訪問看護	24	132
訪問リハビリテーション	4	22